

## 浜田市協働のまちづくり推進計画に対する 総合振興計画審議会からの意見と浜田市の考え方（案）

No.	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>推進計画で言われている「市民」という定義が、市内に住むすべての人を対象にしながらも、実際のところ公民館活動や地域活動に関係のある人たちだけで完結している印象があり、一般ピープルとしてはとても敷居が高く感じています。活動団体が町内会や自治会、一部の NPO とされているのも狭いのでは？活動団体の対象範囲をもっと広められてはいかがでしょうか？その方が計画の浸透にもつながるのではないのでしょうか？</p>	<p>（地域活動支援課）</p> <p>「市民」は、市内に住む人、働く人、通学する人など、市に関係する全ての人を対象にしております。町内会等、地区まちづくり推進委員会、NPO 等に限定されたものでないことを、今後しっかりと情報発信・各種研修会等で説明してまいります。</p>
2	<p>推進計画案の 23 ページ「3 情報発信、共有の推進」の市民への周知方法はもっと具体的に表記すべきと思います。</p>	<p>（地域活動支援課）</p> <p>「①情報発信機能及び体制の強化」の欄にありますように、広報紙、浜田市ホームページへの掲載、マスコミへの情報提供、ケーブルテレビの活用、ポスター掲示、チラシ配布等を行ってまいります。</p>
3	<p>「4 若い世代が参加しやすい機会づくり」とありますが、先の話に戻りますが、若年層がそもそも町内会に入っているのか？も疑問です。若年層で言えば、総合振興計画では若年層の定住や移住促進も大きなテーマになっているのに、まちづくり推進計画でよそから来られた移住者や定住者に向けた表記がないのは整合性が取れないのではと思います。</p>	<p>（地域活動支援課）</p> <p>若い世代を始めとする町内会未加入者には、町内会と協力してその加入促進に努めてまいります。</p> <p>また、ご指摘のとおり、「4 若い世代が参加しやすい機会づくり」のリード文の「若い世代」の次に「(U I ターン者を含む。)」を追加します。</p>
4	<p>子どもが自分のまちに対して意見を言える場があり、その課題を地域と協働し解決できる取り組みがあると良い。</p> <p>高知市には全国的にも珍しい「子どもファンド」があることを知った。子ども有志が地域課題を見つけ、自発的に取り組む事業。子どもが自分の地域を考え、大人</p>	<p>（まちづくり社会教育課）</p> <p>ご指摘は、浜田市の未来を担う子どもがまちづくりの主役となる非常に素晴らしい取組であると思います。現在、弥栄地域におきましては、「子どもまちづくり委員会」という取組で、子どもが主役のまちづくりを推進しております。各</p>

	と協働できる経験は、まちづくりに重要ではないかと感じた。	まちづくりセンターを拠点にそうした取組が広がるよう、情報発信や共有に努めてまいります。
5	<p>まちづくり推進委員会の運営に当たって課題となっているものに「若い世代の育成」とありましたが、若い世代をこの活動に巻き込むためには、まずは事業所、事業者の理解を得ることが重要だと思います。若い世代（おそらく20歳代から40歳代？）は仕事と子育てが最優先で、平日に活動に携わるためには仕事を休むこととなり、事業者に協働のまちづくりで従業員が休むことに理解がなければ、何も進みません。若い世代が参加するためには、事業者へ行政による働きかけが大事だと思います。</p> <p>また、研修会や集会を開催したい、人材育成をしたい、と計画案に多々ありますが、若い世代が積極的に参加できるような内容（日程や時間調整）となることも必要です。そのような社会となるように、仕組みや箱を作ることも重要ですが、意識高揚が進むような取り組みを考えていただきたいです。</p>	<p>（地域活動支援課）</p> <p>若い世代が地域活動をしやすいように事業者への働きかけに努めてまいります。</p> <p>また、市が開催する集会、研修会等については、若い人を始め、多くの人に参加しやすい日程・時間となるよう配慮し、協働に対する意識醸成を図る取組を進めてまいります。</p>
6	P8 協働のイメージ図について、ここに地域協議会が入るのが理解できなかった。P10の五者（市民・事業者・まちづくり活動団体・高等教育機関・行政）による五角形になるのであれば意味があると思う。	<p>（地域活動支援課）</p> <p>地域協議会は、市長の附属機関として、一体的なまちづくりの推進の協議を行うことから、協働のイメージ図に入れています。市民、事業者及びまちづくり活動団体は「市民等」としております。</p>
7	<p>P21「5 協働のまちづくりの展開」</p> <p>基本方針と取り組みの方向性（内容）について、もう少しわかりやすくなればいいと思います。どれも必要なのはわかりますが、後述の説明でも内容が伴わないものがあるので、何が最優先課題で、何から取り組むべきか、順番も必要だと思う。基本方針が縦軸なので、横軸にして同時に展開する図の方がいいと思います。縦</p>	<p>（地域活動支援課）</p> <p>基本方針と取組の方向性の具体的内容は、P22～P32に掲載しております。</p> <p>いずれも重要な取組で同時に展開することとしており、この図は、浜田市総合振興計画後期基本計画P20「まちづくりの展開」と同じ構成としております。</p>

	軸だと、この順番で進む、と思われるので。	
8	<p>P 22「1 理念の共有」②出前講座の開催 市民等が研修会等を開催する「場合は」とあるが、要請がないと進まないのであれば意味がないので、市民任せにするのではなく、行政が率先して研修会を開催するなどの文言にして欲しい。</p>	<p>(地域活動支援課)</p> <p>「場合は」としているのは、市民等からの要望により出前講座等での説明を想定して表記しておりましたが、働きかけを行う必要もあるため、次のとおり修正します。</p> <p>「市民等が出前講座等を開催する場合は、市から講師を派遣し、条例や協働のまちづくり等、市の施策や制度等について分かりやすく説明します。併せて、市民等に対し、出前講座等の開催の働きかけを行います。」</p>
9	<p>P 22「2 人材の育成支援」①人材育成研修会の開催 人材育成研修会の内容を詳しく教えていただきたい。決まっていないのであれば、どのようなことをしたい…などでも構いません。</p>	<p>(地域活動支援課)</p> <p>地域活動等のリーダー育成研修や市内外の先進事例の学習会(視察)等を検討しております。</p> <p>(まちづくり社会教育課)</p> <p>まちづくりセンターの人材育成としては、職員の計画的な社会教育士の取得を進めております。</p>
10	<p>P 23 ②まちづくり市民集会の開催 この取り組みは人材育成とは関係がないように思う。</p>	<p>(地域活動支援課)</p> <p>まちづくり市民集会とは、学習会や「まちづくりフォーラム」等を指しており、市内外の先進事例等を学習することで、協働に対する意識の醸成を図り、1人でも多く地域活動等に参加しよう、したいと思う人が増えることを目的に実施するものであり、人材育成につながるものと考えております。</p>
11	<p>P 23「3 情報発信、共有の推進」②協働事例集の作成 作成した後のことまで目的を含めて言及してほしい。</p>	<p>(地域活動支援課)</p> <p>ご指摘のとおり、「市民等と市が協働で実施した事業を取りまとめ、「協働事例集」を作成し、様々な媒体や機会を活用して市民等への周知を図ります。」と修正します。</p>
12	<p>P 23「4 若い世代が参加しやすい機会づくり」</p>	<p>(地域活動支援課)</p> <p>この計画では明確に定義しておりま</p>

	<p>「若い世代」とはおそらく 20 歳代から 40 歳代のことと思うが、若い世代の定義を教えてください。</p>	<p>せんが、いわゆる現役世代を想定しております。なお、浜田市総合振興計画においては、20 歳から 39 歳までを若者と定義しております。</p>
13	<p>P 23 「4 若い世代が参加しやすい機会づくり」①まちづくりセンターを拠点とした協働事業</p> <p>この内容は学校教育の取り組み（ふるさと郷育）であると思うが、それ以外で取り組めるものも考えていただきたい。</p> <p>また、社会教育の手法を活かすのであれば、親子関係だけではなく、高校生や大学生も含めた事業の推進を考えていただきたい。</p>	<p>（学校教育課）</p> <p>学校教育としてのふるさと郷育の取組もありますが、ご指摘の内容は、まちづくりセンターを中心に行う社会教育の取組である「はまだっ子共育推進事業」になります。また、高校生や大学生も含めた事業の推進については、HAMADA 教育魅力化コンソーシアムにおいて、高校生と地域住民等による協働のまちづくりを目指した仕組みとして「地域協働活動マッチングシステム」を運用し、地域団体が主催するイベント等に高校生が参加できる取組を行っています。こうした取組を継続すると同時に、より効果的な手法についても引き続き検討してまいります。</p>
14	<p>P 29 「3 まちづくりセンター機能の充実・強化…」</p> <p>市民の理解や周知、地域の人材育成も必要ですが、まちセンの強化や職員研修、コーディネーターの育成が最重要課題だと思います。コーディネーターは地域のために何をすべきか、地域はコーディネーターに何を望んだらいいのか、意思疎通を図ることも重要なので。</p> <p>コーディネーターが欠員となった場合の補充など、「その人任りき」とならない仕組み作りも必要だと思います。</p>	<p>（まちづくり社会教育課）</p> <p>協働のまちづくりを推進するために、まちづくりセンター職員及びまちづくりコーディネーターへ研修等を実施し、人材育成に努めてまいります。また、地域の課題や声をまちづくりセンターがより一層把握し、まちづくりコーディネーターと連携した支援ができるよう、取り組んでまいります。</p>
15	<p>P 30 基本方針Ⅳ：協働の仕組みづくり</p> <p>「1 協働推進体制の整備」</p> <p>市職員を協働推進員とあるが、誰がどの立場で指定（任命）するのか。拒否することはできるのか。</p>	<p>（地域活動支援課）</p> <p>協働推進員については、庁内の協働を進めるために市長が職員から任命します。任命された職員は業務として取り組みます。</p>
16	<p>P 31 「2 市民参画機会の確保」①地域協議会との連携</p>	<p>（地域活動支援課）</p> <p>「地域の課題や問題を取り上げ、より良</p>

	<p>この説明について、主語があいまいなのでよくわからない。誰が審議するのか、もっと明確にして欲しい。</p>	<p>いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として設置した地域協議会と連携し、市の重要施策や一体的なまちづくりについて協議します。」と修正します。</p>
17	<p>活動団体の問題点のなかで、役員のなり手不足や世代交代が進まないことが挙げられています。</p> <p>そして、多くの市民の参画を促すための情報発信や、若い世代が参加しやすい機会づくりとしてまちづくりセンターを拠点とした協働事業や社会教育等の手法を活かした人材育成が掲げられています。</p> <p>これまで自分が関わってきた活動で、何故他の人（同世代や若い世代も）は参加しないのかと考えたとき、まず第1にその活動に興味がない、関心がない（知らない）という原因があると思います。そして次に考えたのが、そういった関わり方一直接集まって話し合う、何か創造するなど一が苦手であったり、あまり経験がないため関わらないのではないか、ということです。特に若い世代では、直接会ったことはなくても SNS で繋がっている友達もあたりまえ（自分的にはちょっと理解しづらい）であったり、コミュニケーションの取り方も変化してきています。そういった変化を少しずつ取り入れていけない団体は世代交代で苦しんでいると思われる。</p> <p>そういった意味で、今回のまちづくり計画を見ると、あまり変化を取り入れていないようで、新しい人の参加が難しそうな印象でした。</p>	<p>（地域活動支援課）</p> <p>計画を策定する上で実施した市民意識調査において、「町内会等に参加していない理由」は、「きっかけがない」という回答が最も多かったことから、町内会等への加入や地域活動等の参加促進は、まずは「きっかけづくり」が重要であると考えております。市内には若い世代が積極的に地域活動に参加するまちづくり活動団体があることから、このような先進事例を参考にして、活動の担い手育成、世代間交流等につながる「きっかけづくり」を検討してまいります。</p>
18	<p>協働のまちづくりの推進にあたり、市民全体が意識と理解が得られる取り組みが必要と思われます。</p> <p>長い時間をかけて推進条例ができた事ですので、まちづくりセンターの機能を</p>	<p>（地域活動支援課）</p> <p>協働のまちづくりの意識づくりが図られる取組を進めるとともに、定期的に意識調査を行い、その進捗状況を把握してまいります。</p>

	強化する事も大切と思います。	(まちづくり社会教育課) まちづくりセンター職員に対し、本計画の理解を深めるための研修を実施しております。併せて、まちづくりセンター職員の計画的な社会教育士の取得を進め、社会教育を基盤とした協働のまちづくりを推進することで、まちづくりセンターの機能強化を図ってまいります。
19	中間報告に添付されていなかった「アンケート結果の報告書」の提出を求めるべきと考えます。 <理由> アンケート結果は計画本文の根拠となるものであり、また市民等と共有されなければならない情報であることから、計画書資料として付随すべきものとする。(条例第6条第1項及び同条第2項、並びに条例第16条第1項関係)	(地域活動支援課) 計画を策定する上で実施した市民等及び職員意識調査の結果は、全て当該計画の資料編に掲載します。
20	正規職員が地域活動に8割もの職員が参加していることをもっと評価してもいいと思った。さらに、2割もの職員が役員として参加していることをアピールしてもいいと感じた。	(地域活動支援課) 協働のまちづくり推進条例では、第7条第2項に「職員は協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。」と規定しており、今後も調査結果が向上するように職員の意識啓発を行ってまいります。